

# 通所リハビリテーション利用料金一覧表

令和6年6月1日現在

## 基本利用料(保険給付の1割負担分/1日あたり)

所要時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1時間以上2時間未満	409円	441円	476円	508円	545円
2時間以上3時間未満	425円	487円	552円	616円	679円
3時間以上4時間未満	539円	627円	713円	824円	934円
4時間以上5時間未満	613円	712円	810円	936円	1,062円
5時間以上6時間未満	690円	819円	945円	1,095円	1,243円
6時間以上7時間未満	793円	943円	1,088円	1,262円	1,431円
7時間以上8時間未満	845円	1,002円	1,161円	1,348円	1,530円

食費	550円(保険給付外／1日あたり)
----	-------------------

## 保険給付内(1割負担)加算料金

項目	金額	算定単位	内容
理学療法士等体制強化加算(1~2時間のみ)	33円	1日あたり	理学療法士等を配置基準を超えて専従かつ常勤で2名以上配置している場合加算されます
入浴介助加算(Ⅰ)	44円	1日あたり	一般浴・特別浴(ドーム浴・チェア浴)を利用された場合加算されます
入浴介助加算(Ⅱ)	66円	1日あたり	医師等が利用者宅を訪問し、浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価していること、等
リハビリテーション提供体制加算	13円	3時間以上4時間未満	・リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)~(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。
	17円	4時間以上5時間未満	・指定通所リハビリテーション事業所において、常時、当該事業所に配置されている理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、当該事業所の利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。
	22円	5時間以上6時間未満	
	26円	6時間以上7時間未満	
	31円	7時間以上	
リハビリテーションマネジメント加算(イ)	621円	同意日の属する月から6月以内	・6月以内は1月に1回以上、6月以降は3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、変化に応じてリハビリテーション計画を見直すこと。 ・理学療法士等が居宅を訪問し、介護の工夫に関する指導及び、日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。 ・リハビリテーション計画については、計画作成に関与した理学療法士等が説明し、同意を得るとともに、医師へ報告すること。 ・リハビリテーション計画の国への提出及びフィードバックなしの場合
	266円	同意日の属する月から6月超	
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	658円	同意日の属する月から6月以内	・6月以内は1月に1回以上、6月以降は3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、変化に応じてリハビリテーション計画を見直すこと。 ・理学療法士等が居宅を訪問し、介護の工夫に関する指導及び、日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。 ・リハビリテーション計画については、計画作成に関与した理学療法士等が説明し、同意を得るとともに、医師へ報告すること。 ・リハビリテーション計画の国への提出及びフィードバックありの場合
	303円	同意日の属する月から6月超	
リハビリテーションマネジメント加算(ハ)	880円	同意日の属する月から6月以内	・リハビリテーションマネジメント加算(ロ)の要件を満たしていること ・事業所の従事者外に、または外部との連携により管理栄養士を1名以上配置 ・利用者ごとに多職種が共同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行っていること ・利用者ごとに言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員がその他の職種のものと共同して口腔の健康状態を評価し、当該利用者の口腔の健康状態にかかる解決すべき課題の把握を行っていること ・利用者ごとに関係職種が通所リハビリテーション計画の内容の情報等や、利用者の口腔の健康状態に関する情報及び利用者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること ・共有した情報を踏まえ必要に応じて通所リハビリテーションの計画を見直し、当該見直しの内容を関係職種に対し情報提供していること
	525円	同意日の属する月から6月超	

短期集中個別リハビリテーション実施加算	122円	1日あたり	退院日又は認定日から起算して3月以内に集中的な個別リハビリテーションを実施した場合加算されます
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	266円	1日あたり	認知症で改善の見込まれる方が退院日または通所開始日から3月以内に集中的な個別リハビリテーションを実施した場合加算されます(1週2日限度)
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	2, 131円	1月あたり	認知症で改善の見込まれる方が退院日または通所開始日から3月以内にリハビリテーション計画を策定し生活機能向上リハビリテーションを月4回以上実施した場合加算されます
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1, 387円	1月あたり	生活行為の充実を図る為のリハビリテーションをその実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて実施した場合加算されます(開始月から起算して6月以内)
若年性認知症利用者受入加算	66円	1日あたり	若年性(40歳以上65歳未満)認知症利用者へ通所リハビリテーションを行った場合加算されます
栄養アセスメント加算	55円	1月あたり	管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合
栄養改善加算	222円	1回あたり	低栄養状態改善の為栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行い定期的に評価を行った場合加算されます(月2回)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	22円	6月に1回限度	介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、介護支援専門員に情報提供している場合
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5円	6月に1回限度	利用者が、口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、介護支援専門員に情報提供している場合 ※他条件あり
口腔機能向上加算(Ⅰ)	166円	1回あたり	利用者の口腔機能の向上を目的として口腔機能改善管理指導計画を作成し、これに基づいて個別的に口腔機能向上サービスを実施し、定期的に評価を行った場合に加算されます(月2回)
口腔機能向上加算(Ⅱ)(口)	177円	1回あたり	(Ⅰ)に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出している場合
重症療養加算	111円	1日あたり	厚生労働大臣が定める状態の方に対し、医学的管理のもと通所リハビリテーションを行った場合に加算されます(要介護度3、4、5の方)
中重度者ケア体制加算	22円	1日あたり	中重度の要介護者を受け入れる体制を構築した場合加算されます
移行支援加算	13円	1日あたり	厚生労働大臣が定める基準に適合し、利用者の通所介護への移行を支援した場合に加算されます
科学的介護推進体制加算	44円	1月あたり	利用者ごとのADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状態等の基本的な情報を厚生労働省に提出している場合に加算されます。
送迎減算	-52円	片道	送迎を行わない場合は減算します
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	24円	1日あたり	介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が5割以上の場合に加算されます
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	19円	1日あたり	介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が7割以上の場合に加算されます
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円	1日あたり	介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が3割以上の場合に加算されます
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		1月あたり	所定単位数の8.6%が加算されます(支給限度額管理の対象外)

※上記の金額は1日(月、回)当たりの金額ですが、実際の精算時には端数処理により若干金額の違いが生じますのでご了承ください

#### そのほかの日常生活費及び特別なサービスの利用料

費目	金額	単位	内容
日用品(1日)	179円	1日あたり	私用ハンドタオル、薬用液体歯磨き、薬用ハンドクリーミ・ボディローション、BOXティッシュ、キューティクル保護材、入歯洗浄剤、ペーパータオル、施設で用意するもので、ご利用を希望される場合お支払いいただきます(消費税込)
教養娯楽費(1日)	147円	1日あたり	ご利用者が希望により行う書道、手工芸、園芸等の材料費です(消費税込)
理美容代	2,500円~	1回あたり	施設出入り業者への申し込み(消費税込)
オムツ・リハビリパンツ代	実費	1枚あたり	使用枚数の実費となります(消費税込)

# 通所リハビリテーション利用料金一覧表

令和6年6月1日現在

## 基本利用料(保険給付の2割負担分/1日あたり)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1時間以上2時間未満	819円	883円	952円	1, 016円	1, 090円
2時間以上3時間未満	850円	974円	1, 105円	1, 232円	1, 358円
3時間以上4時間未満	1, 078円	1, 254円	1, 427円	1, 649円	1, 869円
4時間以上5時間未満	1, 227円	1, 425円	1, 620円	1, 873円	2, 124円
5時間以上6時間未満	1, 380円	1, 638円	1, 891円	2, 191円	2, 486円
6時間以上7時間未満	1, 587円	1, 887円	2, 177円	2, 524円	2, 863円
7時間以上8時間未満	1, 691円	2, 004円	2, 322円	2, 697円	3, 061円

食費	550円(保険給付外)/1日あたり)
----	--------------------

## 保険給付内(2割負担)加算料金

項目	金額	算定単位	内容
理学療法士等体制強化加算(1~2時間のみ)	66円	1日あたり	理学療法士等を配置基準を超えて専従かつ常勤で2名以上配置している場合加算されます
入浴介助加算(I)	88円	1日あたり	一般浴・特別浴(ドーム浴・キュア浴)を利用された場合加算されます
入浴介助加算(II)	133円	1日あたり	医師等が利用者宅を訪問し、浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価していること、等
リハビリテーション提供体制加算	26円	3時間以上4時間未満	・リハビリテーションマネジメント加算(I)~(IV)までのいずれかを算定していること。
	35円	4時間以上5時間未満	・指定通所リハビリテーション事業所において、常時、当該事業所に配置されている理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、当該事業所の利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。
	44円	5時間以上6時間未満	
	53円	6時間以上7時間未満	
	62円	7時間以上	
リハビリテーションマネジメント加算(I)	1, 243円	同意日の属する月から6月以内	・6月以内は1月に1回以上、6月以降は3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、変化に応じてリハビリテーション計画を見直すこと。 ・理学療法士等が居宅を訪問し、介護の工夫に関する指導及び、日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。 ・リハビリテーション計画については、計画作成に関与した理学療法士等が説明し、同意を得るとともに、医師へ報告すること。 ・リハビリテーション計画の国への提出及びフィードバックなしの場合
	532円	同意日の属する月から6月超	
リハビリテーションマネジメント加算(口)	1, 316円	同意日の属する月から6月以内	・6月以内は1月に1回以上、6月以降は3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、変化に応じてリハビリテーション計画を見直すこと。 ・理学療法士等が居宅を訪問し、介護の工夫に関する指導及び、日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。 ・リハビリテーション計画については、計画作成に関与した理学療法士等が説明し、同意を得るとともに、医師へ報告すること。 ・リハビリテーション計画の国への提出及びフィードバックありの場合
	606円	同意日の属する月から6月超	
リハビリテーションマネジメント加算(ハ)	1, 760円	同意日の属する月から6月以内	・リハビリテーションマネジメント加算(口)の要件を満たしていること ・事業所の従事者外に、または外部との連携により管理栄養士を1名以上配置 ・利用者ごとに多職種が共同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行っていること ・利用者ごとに言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員がその他の職種のものと共同して口腔の健康状態を評価し、当該利用者の口腔の健康状態にかかる解決すべき課題の把握を行っていること ・利用者ごとに関係職種が通所リハビリテーション計画の内容の情報等や、利用者の口腔の健康状態に関する情報及び利用者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること ・共有した情報を踏まえ必要に応じて通所リハビリテーションの計画を見直し、当該見直しの内容を関係職種に対し情報提供していること
	1, 050円	同意日の属する月から6月超	

短期集中個別リハビリテーション実施加算	244円	1日あたり	退院日又は認定日から起算して3月以内に集中的な個別リハビリテーションを実施した場合加算されます
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	532円	1日あたり	認知症で改善の見込まれる方が退院日または通所開始日から3月以内に集中的な個別リハビリテーションを実施した場合加算されます(1週2日限度)
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	4,262円	1月あたり	認知症で改善の見込まれる方が退院日または通所開始日から3月以内にリハビリテーション計画を策定し生活機能向上リハビリテーションを月4回以上実施した場合加算されます
生活行為向上リハビリテーション実施加算	2,775円	1月あたり	生活行為の充実を図る為のリハビリテーションをその実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて実施した場合加算されます(開始月から起算して6月以内)
若年性認知症利用者受入加算	133円	1日あたり	若年性(40歳以上65歳未満)認知症利用者へ通所リハビリテーションを行った場合加算されます
栄養アセスメント加算	111円	1月あたり	管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合
栄養改善加算	444円	1回あたり	低栄養状態改善の為栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行い定期的に評価を行った場合加算されます(月2回)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	44円	6月に1回限度	介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、介護支援専門員に情報提供している場合
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	11円	6月に1回限度	利用者が、口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、介護支援専門員に情報提供している場合 ※他条件あり
口腔機能向上加算(Ⅰ)	333円	1回あたり	利用者の口腔機能の向上を目的として口腔機能改善管理指導計画を作成し、これに基づいて個別的に口腔機能向上サービスを実施し、定期的に評価を行った場合に加算されます(月2回)
口腔機能向上加算(Ⅱ)(口)	355円	1回あたり	(Ⅰ)に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出している場合
重症療養加算	222円	1日あたり	厚生労働大臣が定める状態の方に対し、医学的管理のもと通所リハビリテーションを行った場合に加算されます(要介護度3、4、5の方)
中重度者ケア体制加算	44円	1日あたり	中重度の要介護者を受け入れる体制を構築した場合加算されます
移行支援加算	26円	1日あたり	厚生労働大臣が定める基準に適合し、利用者の通所介護への移行を支援した場合に加算されます
科学的介護推進体制加算	88円	1月あたり	利用者ごとのADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状態等の基本的な情報を厚生労働省に提出している場合に加算されます。
送迎減算	-104円	片道	送迎を行わない場合は減算します
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	48円	1日あたり	介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が5割以上の場合に加算されます
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	39円	1日あたり	介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が7割以上の場合に加算されます
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	13円	1日あたり	介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が3割以上の場合に加算されます
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		1月あたり	所定単位数の8.6%が加算されます(支給限度額管理の対象外)

※上記の金額は1日(月、回)当たりの金額ですが、実際の精算時には端数処理により若干金額の違いが生じますのでご了承ください

#### そのほかの日常生活費及び特別なサービスの利用料

費目	金額	単位	内容
日用品(1日)	179円	1日あたり	私用ハンドタオル、薬用液体歯磨き、薬用ハンドクリーミ・ボディローション、BOXティッシュ、キューティクル保護材、入歯洗浄剤、ペーパータオル、施設で用意するもので、ご利用を希望される場合お支払いいただきます(消費税込)
教養娯楽費(1日)	147円	1日あたり	ご利用者が希望により行う書道、手工芸、園芸等の材料費です(消費税込)
理美容代	2,500円~	1回あたり	施設出入り業者への申し込み(消費税込)
オムツ・リハビリパンツ代	実費	1枚あたり	使用枚数の実費となります(消費税込)

# 通所リハビリテーション利用料金一覧表

令和6年6月1日現在

## 基本利用料(保険給付の3割負担分/1日あたり)

所要時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1時間以上2時間未満	1,228円	1,325円	1,428円	1,524円	1,635円
2時間以上3時間未満	1,275円	1,461円	1,658円	1,848円	2,037円
3時間以上4時間未満	1,618円	1,881円	2,141円	2,474円	2,803円
4時間以上5時間未満	1,841円	2,137円	2,430円	2,810円	3,186円
5時間以上6時間未満	2,071円	2,457円	2,837円	3,286円	3,729円
6時間以上7時間未満	2,380円	2,830円	3,266円	3,786円	4,295円
7時間以上8時間未満	2,537円	3,006円	3,483円	4,045円	4,591円

食費	550円(保険給付外)/1日あたり)
----	--------------------

## 保険給付内(3割負担)加算料金

項目	金額	算定単位	内容
理学療法士等体制強化加算(1~2時間のみ)	99円	1日あたり	理学療法士等を配置基準を超えて専従かつ常勤で2名以上配置している場合加算されます
入浴介助加算(Ⅰ)	133円	1日あたり	一般浴・特別浴(ドーム浴・キュア浴)を利用された場合加算されます
入浴介助加算(Ⅱ)	199円	1日あたり	医師等が利用者宅を訪問し、浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価していること、等
リハビリテーション提供体制加算	39円	3時間以上4時間未満	・リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)~(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。
	53円	4時間以上5時間未満	・指定通所リハビリテーション事業所において、常時、当該事業所に配置されている理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、当該事業所の利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。
	66円	5時間以上6時間未満	
	79円	6時間以上7時間未満	
	93円	7時間以上	
リハビリテーションマネジメント加算(イ)	1,864円	同意日の属する月から6月以内	・6月以内は1月に1回以上、6月以降は3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、変化に応じてリハビリテーション計画を見直すこと。 ・理学療法士等が居宅を訪問し、介護の工夫に関する指導及び、日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。 ・リハビリテーション計画については、計画作成に関与した理学療法士等が説明し、同意を得るとともに、医師へ報告すること。 ・リハビリテーション計画の国への提出及びフィードバックなしの場合
	799円	同意日の属する月から6月超	
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	1,974円	同意日の属する月から6月以内	・6月以内は1月に1回以上、6月以降は3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、変化に応じてリハビリテーション計画を見直すこと。 ・理学療法士等が居宅を訪問し、介護の工夫に関する指導及び、日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。 ・リハビリテーション計画については、計画作成に関与した理学療法士等が説明し、同意を得るとともに、医師へ報告すること。 ・リハビリテーション計画の国への提出及びフィードバックありの場合
	909円	同意日の属する月から6月超	
リハビリテーションマネジメント加算(ハ)	2,640円	同意日の属する月から6月以内	・リハビリテーションマネジメント加算(ロ)の要件を満たしていること ・事業所の従事者外に、または外部との連携により管理栄養士を1名以上配置 ・利用者ごとに多職種が共同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行っていること ・利用者ごとに言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員がその他の職種のものと共同して口腔の健康状態を評価し、当該利用者の口腔の健康状態にかかる解決すべき課題の把握を行っていること ・利用者ごとに関係職種が通所リハビリテーション計画の内容の情報等や、利用者の口腔の健康状態に関する情報及び利用者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること ・共有した情報を踏まえ必要に応じて通所リハビリテーションの計画を見直し、当該見直しの内容を関係職種に対し情報提供していること
	1,575円	同意日の属する月から6月超	

短期集中個別リハビリテーション実施加算	366円	1日あたり	退院日又は認定日から起算して3月以内に集中的な個別リハビリテーションを実施した場合加算されます
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	799円	1日あたり	認知症で改善の見込まれる方が退院日または通所開始日から3月以内に集中的な個別リハビリテーションを実施した場合加算されます(1週2日限度)
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	6,393円	1月あたり	認知症で改善の見込まれる方が退院日または通所開始日から3月以内にリハビリテーション計画を策定し生活機能向上リハビリテーションを月4回以上実施した場合加算されます
生活行為向上リハビリテーション実施加算	4,162円	1月あたり	生活行為の充実を図る為のリハビリテーションをその実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて実施した場合加算されます(開始月から起算して6月以内)
若年性認知症利用者受入加算	199円	1日あたり	若年性(40歳以上65歳未満)認知症利用者へ通所リハビリテーションを行った場合加算されます
栄養アセスメント加算	166円	1月あたり	管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合
栄養改善加算	666円	1回あたり	低栄養状態改善の為栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行い定期的に評価を行った場合加算されます(月2回)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	66円	6月に1回限度	介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、介護支援専門員に情報提供している場合
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	16円	6月に1回限度	利用者が、口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、介護支援専門員に情報提供している場合 ※他条件あり
口腔機能向上加算(Ⅰ)	499円	1回あたり	利用者の口腔機能の向上を目的として口腔機能改善管理指導計画を作成し、これに基づいて個別的に口腔機能向上サービスを実施し、定期的に評価を行った場合に加算されます(月2回)
口腔機能向上加算(Ⅱ)(口)	532円	1回あたり	(Ⅰ)に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出している場合
重症療養加算	333円	1日あたり	厚生労働大臣が定める状態の方に対し、医学的管理のもと通所リハビリテーションを行った場合に加算されます(要介護度3、4、5の方)
中重度者ケア体制加算	66円	1日あたり	中重度の要介護者を受け入れる体制を構築した場合加算されます
移行支援加算	39円	1日あたり	厚生労働大臣が定める基準に適合し、利用者の通所介護への移行を支援した場合に加算されます
科学的介護推進体制加算	133円	1月あたり	利用者ごとのADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状態等の基本的な情報を厚生労働省に提出している場合に加算されます。
送迎減算	-156円	片道	送迎を行わない場合は減算します
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	73円	1日あたり	介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が5割以上の場合に加算されます
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	59円	1日あたり	介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が7割以上の場合に加算されます
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	19円	1日あたり	介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が3割以上の場合に加算されます
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		1月あたり	所定単位数の8.6%が加算されます(支給限度額管理の対象外)

※上記の金額は1日(月、回)当たりの金額ですが、実際の精算時には端数処理により若干金額の違いが生じますのでご了承ください

そのほかの日常生活費及び特別なサービスの利用料

費目	金額	単位	内容
日用品(1日)	179円	1日あたり	私用ハンドタオル、薬用液体歯磨き、薬用ハンドクリーム・ボディローション、BOXティッシュ、キューティクル保護材、入歯洗浄剤、ペーパータオル、施設で用意するもので、ご利用を希望される場合お支払いいただきます(消費税込)
教養娯楽費(1日)	147円	1日あたり	ご利用者が希望により行う書道、手工芸、園芸等の材料費です(消費税込)
理美容代	2,500円～	1回あたり	施設出入り業者への申し込み(消費税込)
オムツ・リハビリパンツ代	実費	1枚あたり	使用枚数の実費となります(消費税込)

**介護予防通所リハビリテーション利用料金一覧表**  
令和6年6月1日現在

**基本利用料(保険給付の1割負担分)**

費目	単位	要支援1	要支援2
介護予防通所リハビリテーション費	月	2,517円	4,693円
利用開始日の属する月から12月超	月	2,384円	4,426円

食費	550円(保険給付外／1日あたり)
----	-------------------

**保険給付内(1割負担)加算料金(1月につき)**

費目	金額	内容
生活行為向上リハビリテーション実施加算(6月以内)	623円	生活行為の充実を図るリハビリテーションの実施内容をリハビリテーション実施計画に定め、リハビリテーションを実施した場合(月1回以上居宅訪問)
若年性認知症利用者受入加算	266円	若年性(40歳以上65歳未満)認知症利用者へ通所リハビリテーションを行った場合に加算されます
栄養アセスメント加算	55円	管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行い、その結果を利用者または家族に説明し、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出している場合(1月につき)
栄養改善加算	222円	管理栄養士等により栄養ケア計画を作成し、これに基づいて栄養改善サービスを行い、定期的に評価を行った場合(1月につき)
口腔・栄養スクリーニング加算(I)	22円	利用開始時及び6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、その情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合
口腔・栄養スクリーニング加算(II)	5円	(I)に加え、栄養アセスメント加算・栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算(I)を算定できない場合に算定可能
口腔機能向上加算(I)	166円	月に2回を限度として、口腔機能が低下している利用者に対し口腔機能改善管理指導計画を作成し、これに基づいて口腔機能サービスを行った場合
口腔機能向上加算(II)(口)	177円	月に2回を限度として、(I)に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出している場合
科学的介護推進体制加算	44円	利用者ごとのADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状態等の基本的な情報を厚生労働省に提出している場合(1月につき)
サービス提供体制強化加算(I)要支援1	97円	介護職員のうち介護福祉士の占める割合が50%以上の場合
サービス提供体制強化加算(I)要支援2	195円	

サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)要支援1	79円	介護職員のうち介護福祉士の占める割合が40%以上の場合
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)要支援2	159円	
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)要支援1	26円	介護職員のうち勤続3年以上の者の占める割合が30%以上の場合
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)要支援2	53円	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月あたり	所定単位数の8.6%が加算されます(支給限度額管理の対象外)

#### そのほかの日常生活費及び特別なサービスの利用料

費目	金額	単位	内容
日用品(1日)	179円	1日あたり	私用ハンドタオル、薬用液体歯磨き、薬用ハンドクリーム・ボディローション、BOXティッシュ、キューティクル保護材、入歯洗浄剤、ペーパータオル、施設で用意するもので、ご利用を希望される場合お支払いいただきます(消費税込)
教養娯楽費(1日)	147円	1日あたり	ご利用者が希望により行う書道、手工芸、園芸等の材料費です(消費税込)
理美容代	2,500円 ~	1回あたり	施設出入り業者への申し込み(消費税込)
オムツ・リハビリパンツ代	実費	1枚あたり	使用枚数の実費となります(消費税込)

# 介護予防通所リハビリテーション利用料金一覧表

令和6年6月1日現在

## 基本利用料(保険給付の2割負担分)

費目	単位	要支援1	要支援2
介護予防通所リハビリテーション費	月	5,034円	9,386円
利用開始日の属する月から12月超	月	4,768円	8,853円

食費	550円(保険給付外／1日あたり)
----	-------------------

## 保険給付内(2割負担)加算料金(1月につき)

費目	金額	内容
生活行為向上リハビリテーション実施加算(6月以内)	1,247円	生活行為の充実を図るリハビリテーションの実施内容をリハビリテーション実施計画に定め、リハビリテーションを実施した場合(月1回以上居宅訪問)
若年性認知症利用者受入加算	532円	若年性(40歳以上65歳未満)認知症利用者へ通所リハビリテーションを行った場合に加算されます
栄養アセスメント加算	111円	管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行い、その結果を利用者または家族に説明し、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出している場合(1月につき)
栄養改善加算	444円	管理栄養士等により栄養ケア計画を作成し、これに基づいて栄養改善サービスを行い、定期的に評価を行った場合(1月につき)
口腔・栄養スクリーニング加算(I)	44円	利用開始時及び6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、その情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合
口腔・栄養スクリーニング加算(II)	11円	(I)に加え、栄養アセスメント加算・栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算(I)を算定できない場合に算定可能
口腔機能向上加算(I)	333円	月に2回を限度として、口腔機能が低下している利用者に対し口腔機能改善管理指導計画を作成し、これに基づいて口腔機能サービスを行った場合
口腔機能向上加算(II)(口)	355円	月に2回を限度として、(I)に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出している場合
科学的介護推進体制加算	88円	利用者ごとのADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状態等の基本的な情報を厚生労働省に提出している場合(1月につき)
サービス提供体制強化加算(I)要支援1	195円	介護職員のうち介護福祉士の占める割合が50%以上の場合
サービス提供体制強化加算(I)要支援2	390円	

サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)要支援1	159円	介護職員のうち介護福祉士の占める割合が40%以上の場合
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)要支援2	319円	
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)要支援1	53円	介護職員のうち勤続3年以上の者の占める割合が30%以上の場合
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)要支援2	106円	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月あたり	所定単位数の8.6%が加算されます(支給限度額管理の対象外)

#### そのほかの日常生活費及び特別なサービスの利用料

費目	金額	単位	内容
日用品(1日)	179円	1日あたり	私用ハンドタオル、薬用液体歯磨き、薬用ハンドクリーム・ボディローション、BOXティッシュ、キューティクル保護材、入歯洗浄剤、ペーパータオル、施設で用意するもので、ご利用を希望される場合お支払いいただきます(消費税込)
教養娯楽費(1日)	147円	1日あたり	ご利用者が希望により行う書道、手工芸、園芸等の材料費です(消費税込)
理美容代	2,500円 ~	1回あたり	施設出入り業者への申し込み(消費税込)
オムツ・リハビリパンツ代	実費	1枚あたり	使用枚数の実費となります(消費税込)

**介護予防通所リハビリテーション利用料金一覧表**  
令和6年6月1日現在

**基本利用料(保険給付の3割負担分)**

費目	単位	要支援1	要支援2
介護予防通所リハビリテーション費	月	7,552円	14,079円
利用開始日の属する月から12月超	月	7,152円	13,279円

食費	550円(保険給付外／1日あたり)
----	-------------------

**保険給付内(3割負担)加算料金(1月につき)**

費目	金額	内容
生活行為向上リハビリテーション実施加算(6月以内)	1,871円	生活行為の充実を図るリハビリテーションの実施内容をリハビリテーション実施計画に定め、リハビリテーションを実施した場合(月1回以上居宅訪問)
若年性認知症利用者受入加算	799円	若年性(40歳以上65歳未満)認知症利用者へ通所リハビリテーションを行った場合に加算されます
栄養アセスメント加算	166円	管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行い、その結果を利用者または家族に説明し、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出している場合(1月につき)
栄養改善加算	666円	管理栄養士等により栄養ケア計画を作成し、これに基づいて栄養改善サービスを行い、定期的に評価を行った場合(1月につき)
口腔・栄養スクリーニング加算(I)	66円	利用開始時及び6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、その情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合
口腔・栄養スクリーニング加算(II)	16円	(I)に加え、栄養アセスメント加算・栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算(I)を算定できない場合に算定可能
口腔機能向上加算(I)	499円	月に2回を限度として、口腔機能が低下している利用者に対し口腔機能改善管理指導計画を作成し、これに基づいて口腔機能サービスを行った場合
口腔機能向上加算(II)(口)	532円	月に2回を限度として、(I)に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出している場合
科学的介護推進体制加算	133円	利用者ごとのADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状態等の基本的な情報を厚生労働省に提出している場合(1月につき)
サービス提供体制強化加算(I)要支援1	292円	介護職員のうち介護福祉士の占める割合が50%以上の場合
サービス提供体制強化加算(I)要支援2	585円	

サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)要支援1	239円	介護職員のうち介護福祉士の占める割合が40%以上の場合
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)要支援2	479円	
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)要支援1	79円	介護職員のうち勤続3年以上の者の占める割合が30%以上の場合
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)要支援2	159円	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月あたり	所定単位数の8.6%が加算されます(支給限度額管理の対象外)

#### そのほかの日常生活費及び特別なサービスの利用料

費目	金額	単位	内容
日用品(1日)	179円	1日あたり	私用ハンドタオル、薬用液体歯磨き、薬用ハンドクリーム・ボディローション、BOXティッシュ、キューティクル保護材、入歯洗浄剤、ペーパータオル、施設で用意するもので、ご利用を希望される場合お支払いいただきます(消費税込)
教養娯楽費(1日)	147円	1日あたり	ご利用者が希望により行う書道、手工芸、園芸等の材料費です(消費税込)
理美容代	2,500円 ~	1回あたり	施設出入り業者への申し込み(消費税込)
オムツ・リハビリパンツ代	実費	1枚あたり	使用枚数の実費となります(消費税込)